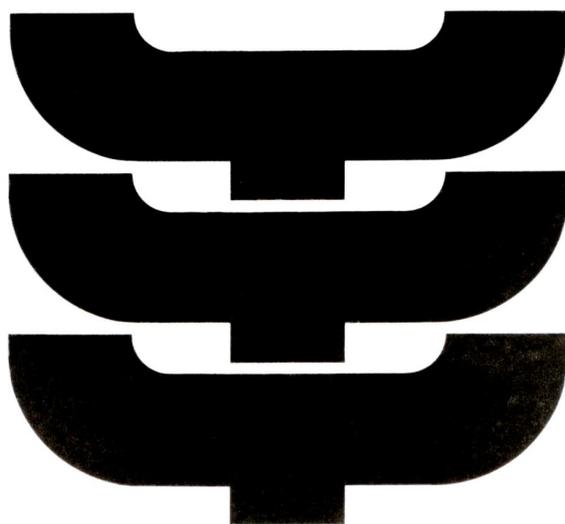


# 平成25年度 募集案内

- 文化遺産を活かした地域活性化事業
  - 〔 ・地域の文化遺産次世代継承事業 〕
  - 〔 ・伝統文化親子体験教室事業 〕
- 文化財建造物等を活用した地域活性化事業
- 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

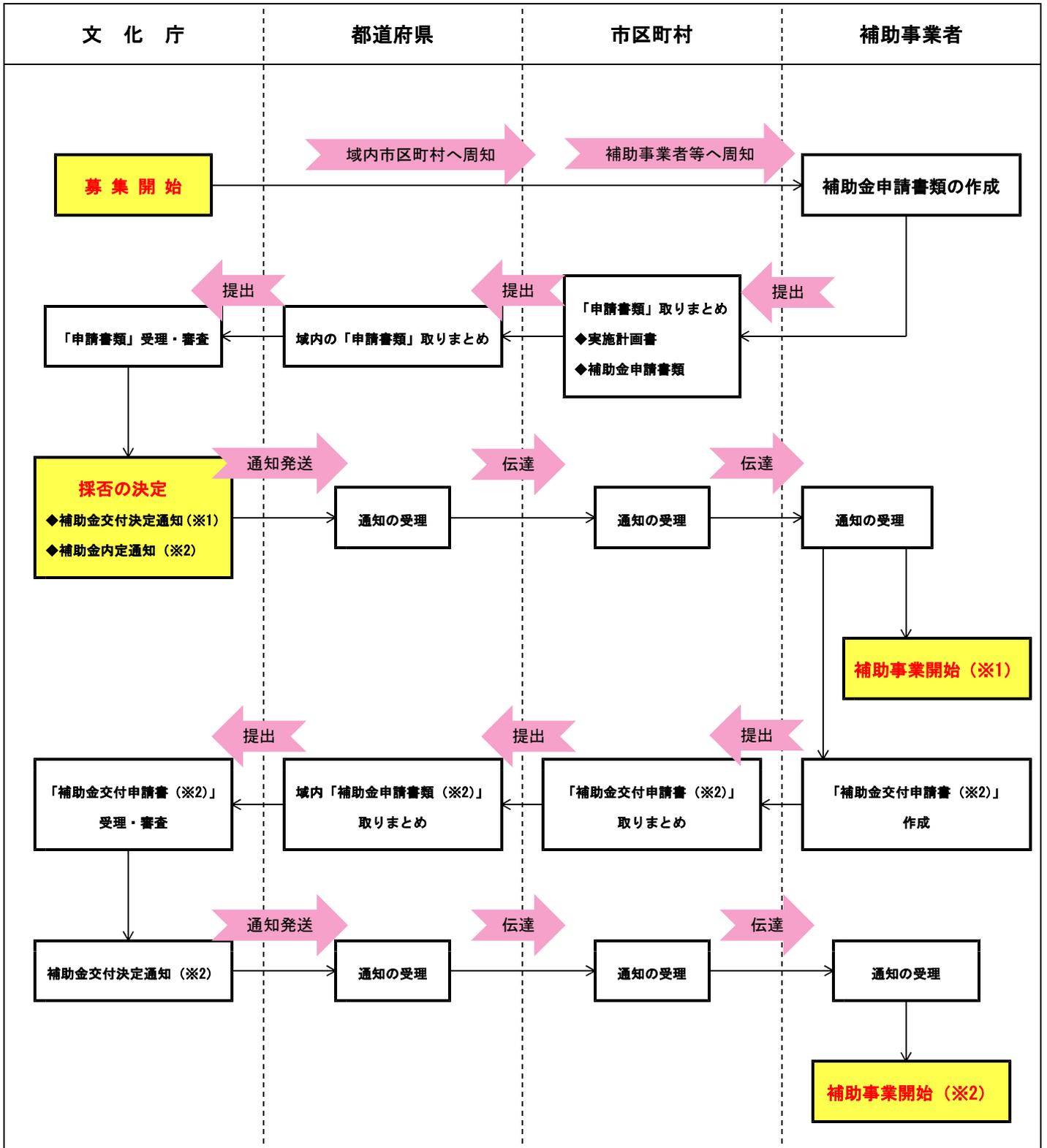


<提出期限>

平成25年3月25日（月）（消印有効）

平成25年2月  
 文化庁

# 事業全体の概要図 (補助事業開始までの流れ)



※1は、「文化財建造物等を活かした地域活性化事業」及び「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」の流れ

※2は、「文化遺産を活かした地域活性化事業」の流れ

# 目次

<b>I 事業概要</b>	
1. 趣旨	1
2. 実施方法	
3. 補助事業	
4. 補助事業の実施期間	
5. 補助対象となる文化遺産の範囲	
6. 申請の流れ	
<b>II 応募方法</b>	3
1. 申請書類	
2. 申請書類の提出方法	
3. 申請書類の提出期限（都道府県が文化庁に提出する期限）	
4. 申請書類の提出先	
<b>III 審査等について</b>	4
1. 審査及び審査方法	
2. 審査結果	
<b>IV その他留意事項</b>	5
1. 申請書類について	
2. シンボルマーク等の表示について	
3. 執行状況調査等について	
4. 関係法令の適用について	
5. 不正受給等に伴う応募制限について	
<b>V 申請書類の概要及び作成上の留意事項等</b>	6
○ 文化遺産地域活性化推進事業実施計画の策定	7
○ 文化遺産を活かした地域活性化事業	10
〔 ・地域の文化遺産次世代継承事業 ・伝統文化親子体験教室事業 〕	
○ 文化財建造物等を活用した地域活性化事業	28
○ 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	30
<b>VI 様式、要項等</b>	32
1. 様式	
2. 要項等	
3. その他	

# I 事業概要

本事業は、平成25年度政府予算案に基づき募集を行うものです。平成25年度政府予算の成立状況によっては、実施内容等を見直す場合がありますので、予め御了承ください。

## 1. 趣旨

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動、子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業や、重要文化財建造物や史跡等の公開活用など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進することを目的とする。

## 2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、域内の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画を策定します。
- (2) 当該計画に基づいて実施される事業のうち、下記3に該当する事業について、それぞれ補助事業者からの申請に基づき、外部有識者による審査を経て、文化庁が補助金を交付します。

## 3. 補助事業

募集する補助事業は、次のとおりです。なお、各補助事業の詳細は、「V 申請書類の概要及び作成上の留意事項等」を参照してください。

- (1) 文化遺産を活かした地域活性化事業  
「我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動への支援（**地域の文化遺産次世代継承事業**）や、子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業（**伝統文化親子体験教室事業**）等
- (2) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業  
重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の保存活用計画の策定、公開活用に資する設備等整備、防災事業等
- (3) 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業  
史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財の公開活用に資する復元、設備等整備、防災事業等

## 4. 補助事業の実施期間

交付決定日から平成26年3月31日まで

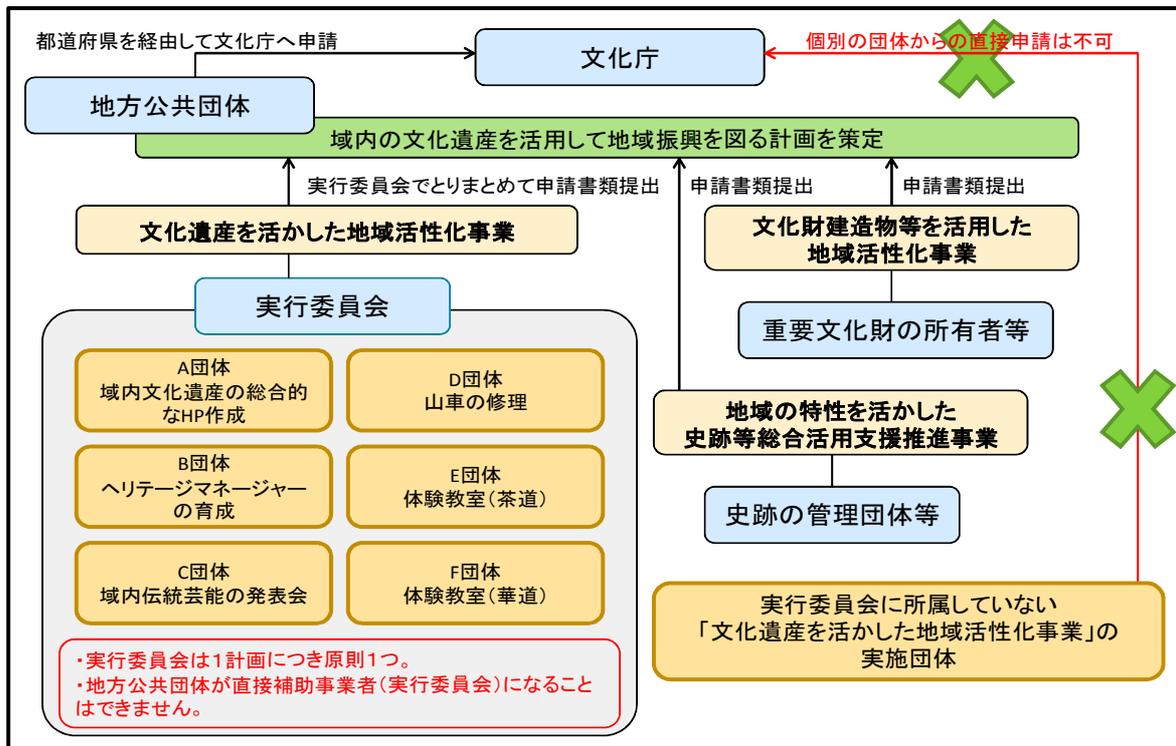
※交付決定日より前に着手した事業については、補助対象外となります。

## 5. 対象となる文化遺産の範囲

本事業において、対象とする文化遺産の範囲は次のとおりです。

- (1) 文化芸術振興基本法第10条に定める伝統芸能
- (2) 文化芸術振興基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (3) 文化芸術振興基本法第13条に定める文化財等
- (4) 文化芸術振興基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

## 6. 申請の流れ



## Ⅱ 応募方法

### 1. 申請書類

- (1) 文化遺産地域活性化推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）書
- (2) 文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要望書  
（文化遺産を活かした地域活性化事業について）
- (3) 国宝重要文化財等保存整備費補助金交付申請書  
（文化財建造物等を活用した地域活性化事業、地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業について）

※実施計画書は地方公共団体が策定し、補助金交付要望書・申請書は各補助事業毎に定められた補助事業者が作成します。

### 2. 申請書類の提出方法

実施計画を策定した地方公共団体毎に申請書類を取りまとめてください。その上で、各都道府県におかれましては、域内の市区町村の申請書類を取りまとめて、下記提出先に持参又は郵送にて提出してください。

なお、郵送の場合、宅配便、特定記録郵便、簡易書留等、送付記録が残る方法で郵送してください。

### 3. 申請書類の提出期限（都道府県が文化庁に提出する期限）

平成25年3月25日（月）（消印有効）

※市区町村から都道府県への提出期限とは異なりますので御注意願います。

### 4. 申請書類の提出先

文化庁文化財部伝統文化課事業支援係

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

## Ⅲ 審査等について

### 1. 審査及び審査方法

提出された申請書類に基づき、外部有識者による審査を経て採択を決定します。審査は、下記の視点により、総合的に評価します。

(評価の視点)

◆ 実施計画について

- ① 本事業の趣旨・目的に沿った計画であるか。
- ② 実現可能な計画であるか。
- ③ 適切な実施体制が組織されているか。
- ④ 計画期間終了後も取組の継続などが見込めるか。 等

◆ 補助事業について

- ① 実施計画の趣旨・目的に沿った事業内容となっているか。
- ② 事業の取組において、文化財の変容など悪影響はないか。
- ③ 妥当な経費が計上されているか。 等

### 2. 審査結果

審査結果は、平成25年度政府予算案成立後を目処に通知でお知らせします。

## IV その他留意事項

### 1. 申請書類について

- (1) 申請書類の内容等について文化庁から問い合わせることがありますので、申請書類の作成者は写しを一式保管するようにしてください。なお、申請書類は返却しませんので、予め御了承ください。
- (2) 申請書類は「V 申請書類の概要及び作成上の留意事項等」を熟読の上作成してください。

### 2. シンボルマーク等の表示について

補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、報告書等）には、文化庁シンボルマーク及び補助事業名等を掲載していただきます。補助事業者に対しては、シンボルマークの表示方法等を別途お知らせします。

### 3. 執行状況調査等について

補助事業者は、当該補助事業の完了日が属する年度の終了後5年間（平成31年3月末まで）、当該補助事業に関する帳簿及び関係書類を善良な管理者の注意をもって保管する義務があります。また、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。

### 4. 関係法令の適用について

本事業で交付する補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

### 5. 不正受給等に伴う応募制限について

文化遺産を活かした地域活性化事業において補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

## V 申請書類の概要及び作成上の留意事項等

申請書類については、次頁以降に掲載する実施計画、各補助事業の概要、申請書類の作成上の留意事項等を熟読の上作成してください。

また、御質問等は下記担当までお願いします。

- 「実施計画の策定」及び「文化遺産を活かした地域活性化事業」に関すること  
担当：文化庁文化財部伝統文化課（事業支援係）  
電話：03-5253-4111（内線 4786、4769）
  
- 「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」に関すること  
担当：文化庁文化財部参事官（建造物担当）付（管理係）  
電話：03-5253-4111（内線 3160）
  
- 「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」に関すること  
担当：文化庁文化財部記念物課（管理係）  
電話：03-5253-4111（内線 4767、2876）

## 文化遺産地域活性化推進事業実施計画の策定

### 1. 趣旨

地方公共団体が、地域の多様で豊かな文化遺産を活用した地域活性化を推進する具体的な取組を計画的に行うために、実施計画を策定する。

### 2. 策定者

地方公共団体

### 3. 申請書類

- (1) 実施計画書
- (2) その他計画の内容を補足するための参考資料

### 4. 実施計画の策定に関する留意事項

実施計画の策定にあたっては、以下に御留意の上、次頁の記入例を参考に策定してください。

- (1) 実施計画は、1 地方公共団体毎に1つとします。
- (2) 計画期間は単年度とします。
- (3) 各補助事業の補助要項に適合しない事業については、実施計画に記載されていても補助対象とはなりません。
- (4) 採択後、事業の実施内容が実施計画と著しく異なっていたり、事業の効果を把握できていないと認められる場合などは、事業期間中においても採択を取り消すことがあります。
- (5) 採択された実施計画については、計画終了後に実施報告書を提出していただきます。

### 5. 形式についての留意事項

- (1) 様式を文化庁ホームページからダウンロードし、ワープロ打ちで作成してください。分量が多くなる場合は、様式の行の幅を適宜変更していただいて構いません。
- (2) 印刷は、A4用紙、片面刷りとしてください。
- (3) 書類をまとめる際はダブルクリップ止めとしてください（ゼムクリップ、ホッチキスは不可）。

平成25年度 文化遺産地域活性化推進事業実施計画書

①都道府県・市区町村名	〇〇県									
②計画の名称	〇〇県文化遺産を活用した地域活性化事業									
③計画期間	平成25年6月 ~ 平成26年3月	(注)既に策定されている文化芸術、文化財保存活用、地域活性化に関する計画や、歴史文化基本構想等を踏まえた内容とすることが可能です。								
④計画の概要	<p>〇〇県文化振興基本計画（平成〇〇年策定）や〇〇県歴史文化基本構想（平成〇〇年策定）を踏まえ、地域の文化遺産の次世代への継承・発展や、文化遺産を活用して地域活性化を推進するため、以下の取組を実施する。また、計画期間中、以下の取組を通じて、行政と民間団体、文化財保護団体による連携・協力体制の確立を目指す。</p> <p>(1) 文化遺産に関する総合的な情報発信事業  (2) ヘリテージマネージャー育成事業  (3) 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバルの開催  (4) 鉄道会社とタイアップした子どもモニターツアー事業  (5) 〇〇祭に使用する山車の修理  (6) 地元の祭礼行事や茶道・華道などを親子で体験できる教室事業  (7) 重要文化財〇〇橋公開活用事業（～26年度予定）  (8) 史跡〇〇城跡公開活用事業（～27年度予定）</p> <p>(注)26年度以降にかけて実施を予定している事業については、完了予定年度を記載してください。</p>									
⑤実施体制	<p>本事業については、〇〇県が全体計画の企画、調整、事業の指導等を行う。</p> <p>主な担当課、役割  教育委員会文化財課：文化財の取扱等に関する指導等  生涯学習課：体験事業に関する調整等  観光課：観光業務に関する連携</p> <p>また、事業の実施については、次の団体が実施。  〇〇県文化遺産活用実行委員会（委員長：〇〇〇〇）  構成団体（〇〇県教育委員会、〇〇県観光協会、〇〇行事保存会、〇〇祭実行委員会）</p> <p>(注)本事業の趣旨から、計画を策定する地方公共団体や、地域の文化遺産に関係する団体、個人が参加できる体制にしてください。</p>									
⑥平成25年度の事業概要	<p>(ア) 本事業で補助金の交付申請を予定している事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助金申請予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化遺産を活かした地域活性化事業</td> <td>8,500千円</td> </tr> <tr> <td>文化財建造物等を活用した地域活性化事業</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業</td> <td>5,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆文化遺産を活かした地域活性化事業  補助事業者：〇〇県文化遺産活用実行委員会  補助事業名：文化遺産総合活用活性化事業  交付申請額：8,500千円  事業内容等：以下のとおり。</p> <p>1. 地域の文化遺産次世代継承事業  (1) 文化遺産に関する総合的な情報発信事業  地域の文化遺産を県内外に発信するため、県内の文化遺産を総合的に発信するための総合パンフレットを作成する。</p> <p>(注)当該実施計画に基づき平成25年度に実施される補助事業について記載してください。</p>		事業名	補助金申請予定額	文化遺産を活かした地域活性化事業	8,500千円	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	1,500千円	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	5,000千円
事業名	補助金申請予定額									
文化遺産を活かした地域活性化事業	8,500千円									
文化財建造物等を活用した地域活性化事業	1,500千円									
地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	5,000千円									

- (2) ヘリテージマネージャー育成事業  
 ○○大学と連携して、地域の文化遺産の保存・活用に関する専門家（ヘリテージマネージャー）を育成するための種講習会を実施する。
- (3) 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル  
 県民が地域の伝統文化に触れ、伝統文化への意識高揚を図るため、古典の日（11月1日）に、県内の民俗芸能フェスティバルを開催する。
- (4) 子どもモニターツアー事業  
 地域の文化遺産を巡る優良な修学旅行プランの策定のために、小中学生を対象としたモニターツアー事業を実施する。
- (5) ○○祭に使用する山車の修理  
 ○○祭に使用する山車が経年劣化で傷んでおり、行事に使用する際支障が出るため、一部を修理し、併せて修理現場の一般公開を実施する。

2. 伝統文化親子体験教室事業

子ども達が親とともに伝統文化を体験できる事業を実施。  
 内訳は、交付要望書に添付の「伝統文化親子体験教室事業 実施団体内訳表」に記載。

◆文化財建造物等を活用した地域活性化事業

補助事業者：○○県  
 補助事業名：重要文化財○○橋公開活用事業  
 交付申請額：1,500千円（総事業費3,000千円の50%）  
 事業内容等：○○橋の公開活用のために必要な保存管理計画の策定を行う。

◆地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

補助事業者：○○県  
 補助事業名：史跡○○城跡公開活用事業  
 交付申請額：5,000千円（総事業費10,000千円の50%）  
 事業内容等：○○城跡の公開活用のために必要な施設・設備の整備を行う。

(イ) その他の事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など

- 1. 作成したパンフレットを増刷し、○○県工芸、物産展の会場で配布
- 2. 地元ケーブルテレビの協力を得て、本計画に関する特集番組を制作・放映（予定）
- 3. 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバルについては、地元新聞社の協力を得て新聞広告を掲載するとともに、交通機関と連携して、児童生徒を招待して招待児童生徒の旅費の割引を行う。
- 4. 子どもモニターツアー事業に参加する小中学生の鉄道料金は、○○鉄道株式会社の協力により割引を行う。

⑦計画実施により想定される効果、効果測定方法

- 1. 想定される効果  
 本計画に基づく事業の実施により、県民の伝統文化に対する関心や意識の向上し、地域の文化遺産の保存と、次世代への確実な継承とともに、地域の活性化が期待できる。また、文化財保存団体、県観光課、観光協会、鉄道会社、○○県教育委員会が連携し、様々な事業、情報発信を行うことにより、『県観光計画』で目標（100万人）としている観光客の増加に寄与することができる。
- 2. 効果の測定方法
  - (1) 各事業の参加者数、来場者数の把握及びアンケートの実施
  - (2) 新聞等による報道状況
  - (3) 県関係部局が発表する観光及び経済に関する統計の分析

(注)当該実施計画により地域のもたらされる効果などをできるだけ定量的、定性的に記載してください。

⑧担当者連絡先

ふりがな	ぶんか たろう		
担当者氏名	文化 太郎（○○県教育委員会文化財保護課）		
TEL	○○○○-○○○○-○○○○	FAX	○○○○-○○○○-○○○○
E-mail	○○○○@○○○○○.○○○○○.jp		
住所	○○県○○市○○1-2		

# 文化遺産を活かした地域活性化事業

## 1. 趣旨

地方公共団体が策定する実施計画に基づき行われる文化遺産を活用した地域活性化に資する事業に対して補助金を交付します。

## 2. 申請者（補助事業者）

地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）

- ・実行委員会等は、やむを得ない事情がある場合を除き1実施計画につき1団体とします。
- ・地方公共団体が直接申請者になることはできません。
- ・域内文化団体の統轄機関（例：〇〇県文化協会）が実行委員会となることは差し支えありません。
- ・地方公共団体が策定する計画に基づかない個別の団体からの申請は受け付けません。

## 3. 補助対象事業

次のとおりです。なお、詳細は「補助対象事業の内容及び具体例等（23頁）」及び添付「文化遺産を活かした地域活性化事業国庫補助要項（36頁）」を参照してください。

### （1）地域の文化遺産次世代継承事業

- ①情報発信、人材育成事業
- ②普及啓発事業
- ③継承事業
- ④記録作成、調査研究事業
- ⑤その他特に必要と認められる事業

### （2）伝統文化親子体験教室事業

## 4. 補助対象事業の実施期間

平成25年6月上旬（予定）から平成26年3月31日まで

※平成25年6月上旬より前に着手した事業については、補助対象外となります。

## 5. 補助対象経費

「補助対象事業の内容及び具体例等（23頁）」及び添付の「文化遺産を活かした地域活性化事業国庫補助要項（36頁）」を参照ください。

ただし、「各費目における単価上限、補助対象外経費等（25頁）」のとおり、単価の上限等を設けていますので、申請にあたってはこれを適用してください。単価の上限を超える経費、積算根拠が不明確な経費については、全額が補助対象外となります。

## 6. 補助金の額

予算の範囲内において定額

ただし、伝統文化親子体験教室については、1教室毎に50万円を上限とします。

## 7. 補助金の支払方法及び時期について

文化庁から直接、補助事業者（実行委員会等）に支払います。補助金の支払時期は、原則、事業が完了し、額が確定された後となります。なお、概算払の実施を予定しておりますが、補助金が支払われるまでは補助事業者が事業費を立て替えることとなりますので、御留意ください。

## 8. 申請書類

- (1) 補助金交付要望書
- (2) 補助金交付要望書に添付する書類
  - ①申請団体（補助事業者）の概要、規約、名簿（申請時点では案でも可）
  - ②見積書（使用料及び借料、役務費、委託費、請負費等。「各費目における単価上限、補助対象外経費等」の規定により、「見積書 様式・記入例」に則して作成）
  - ③仕様書（用具の修理・新調、役務費、委託費、請負費等）
  - ④伝統文化親子体験教室事業実施団体内訳（該当する場合）

## 9. 申請書類の提出方法

申請者（実行委員会等）が実施する事業を盛り込んだ実施計画を策定する地方公共団体に、当該地方公共団体が定める提出期限までに申請書類を提出してください。なお、申請書類の提出前に、地方公共団体の担当者と十分な調整を行ってください。

また、資料の体裁は以下のとおりとしてください。

- (1) 様式を文化庁ホームページからダウンロードし、ワープロ打ちで作成してください。分量が多くなる場合は、様式の行の幅を適宜変更していただいて構いません。
- (2) 印刷は、A4用紙、片面刷りとしてください。
- (3) 書類をまとめる際はダブルクリップ止めとしてください（ゼムクリップ、ホッチキスは不可）。

## 10. 審査結果

審査結果は、平成25年度政府予算案成立後を目処に通知でお知らせします。

なお、採択が決定した補助事業については、改めて補助金交付申請書を提出していただくこととなります。

## 11. その他申請書類作成にあたっての留意事項

申請書類作成にあたっては、以下についても御留意の上、次頁の記入例を参考に作成してください。

- (1) 同一の行事等について、国の他の事業と重複して補助金を受けることはできません。
- (2) 公演における入場料や、体験教室における実費を徴収する場合は、徴収予定額を収支予算書に記載してください。徴収した入場料等は必ず補助対象経費に充当することとし、充当した額を実績報告書の収支精算書に記載してください。
- (3) 学校の授業やクラブ活動における取組は補助対象となりません。

(注)組織としての公文書番号を付番していない場合、空欄で結構です。

(記入例)  
号  
日

平成 年 月

文化庁長官 殿

平成 年 月 日

(注)代表者氏名は、記名+押印としてください(印は代表者私印で可)。

申請者 ○○県文化遺産活用実行委員会  
所在地 ○○県○○市○○1-2-3  
代表者職名 委員長  
代表者氏名 文化 一郎

実産文  
行活化  
委用遺  
県

平成 年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要望書

平成 年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり要望します。

事業の名称	○○県文化遺産総合活用活性化事業		(注)その他の経費には、実行委員会の事務費のみを計上してください。(その他事業ではありません。)
補助事業経費の配分	主たる事業費 その他経費 計	9,959 千円 41 千円 10,000 千円	(注)着手日は平成25年6月上旬以降としてください。
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 完了	平成 25 年 6 月 日 平成 年 月 日	(注)＜収支予算書＞収入の部～国庫補助額の金額と同じ。千円未満の端数は申請できませんので、自己負担額等で負担してください。
交付を受けようとする補助金の額	(補助対象経費)	8,500 千円 10,000 千円の定額)	
その他参考となるべき事項			(注)収入の部の合計と同じ。

(記載上の注意)

別紙として、以下の書類を添付すること。

- ①申請団体（補助事業者）の概要、規約、名簿（申請時点では案でも可）（様式任意）
- ②見積書（契約額に応じて）（様式任意）
- ③仕様書（用具の修理・新調、役務費、委託費、請負費等）（様式任意）
- ④伝統文化親子体験教室事業実施団体内訳（該当する場合）

<事業計画書>

事業の名称	〇〇県文化遺産総合活用活性化事業	(注)実施する全事業の内容を具体的かつ詳細に記載いただき、実施団体についても併記してください。 なお、スペースが足りない場合は、行の幅を変更したり、ページを追加しても差し支えありません。
事業の内容（具体的に記入すること）		
◆地域の文化遺産次世代継承事業		
<p>1. 情報発信、人材育成事業</p> <p>(1) 文化遺産に関する総合的な情報発信事業 地域の文化遺産を県内外に発信するため、県内の文化遺産を総合的に発信するための総合パンフレットを作成する。 対象となる文化財は県内所在の国、県、市町村指定文化財を中心に約200件。 〇〇県文化財悉皆調査等の調査結果を基礎データとし、編集の上、冊子化する。</p> <p>(2) ヘリテージマネージャー育成事業 〇〇大学と連携して、地域の文化遺産の保存・活用に関する専門家（ヘリテージマネージャー）を育成するための講習会を実施する。 建造物、埋蔵文化財の専門家を招へいし、講義・演習を10回程度実施する予定。</p> <p>2. 普及啓発事業</p> <p>(1) 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル 県民が地域の伝統文化に触れ、伝統文化への意識高揚を図るため、古典の日（11月1日）に、県内の民俗芸能フェスティバルを開催する。 県内民俗芸能保存団体10団体が後継者養成事業の成果を発表するほか、県内実演団体による国指定無形民俗文化財〇〇、県指定無形民俗文化財〇〇の公演を行う。 また、県外実演団体による自主公演を併せて実施する（国庫補助対象外）。</p> <p>(2) 子どもモニターツアー事業 地元観光協会等と連携し、地域の文化遺産を巡る修学旅行プランを造成を検討し、モニターツアー（試行）を実施する。</p> <p>3. 継承事業</p> <p>(1) 〇〇祭に使用する山車の修理 〇〇祭に使用する山車が経年劣化で傷んでおり、行事に使用する際支障が出るため、一部を修理し、併せて修理現場の一般公開を実施する。 修理は10月までに完了させ、11月の〇〇祭で使用する。現場公開は、軸部の補修を行う8月に行う予定。</p>		
◆伝統文化親子体験教室事業		
<p>子ども達が親とともに地域の伝統文化を体験できる教室事業を実施。 内訳：茶道1件、華道1件 詳細：別紙実施団体内訳表に記載</p>		

事業実施により想定される効果

◆地域の文化遺産次世代継承事業

1. 情報発信、人材育成事業

(1) 文化遺産に関する総合的な情報発信事業  
.....。

(2) ヘリテージマネージャー育成事業  
.....。

2. 普及啓発事業

(1) 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル  
.....。

(2) 子どもモニターツアー事業  
.....。

3. 継承事業

(1) ○○祭に使用する山車の修理  
.....。

(注)計画に記載された事業を実施することによりどのような効果・成果を得られるかを具体的かつ詳細に記載してください。  
なお、スペースが足りない場合は、行の幅を変更したり、ページを追加しても差し支えありません。  
事業の効果・成果に係る記述が不十分な事業は補助対象となりません。

◆伝統文化親子体験教室事業

.....。

<収支予算書>

区分		金額 (予定を含む。)	内訳	文化庁使用欄
収入の部	本事業以外の 補助金・助成金	500,000	都道府県補助金額 200,000 市町村補助金額 200,000 〇〇助成金 100,000	
	その他収入	540,000	入場料収入 500,000 実費徴収 40,000	
	小計 (A)	1,040,000		
	自己負担金 (B)	460,000		
	本事業により 交付を受けようとする 補助金 (C)	8,500,000		
収入合計 (I) (A) + (B) + (C)		10,000,000		
支出の部	主たる経費	地域の文化遺産 次世代継承事業	9,099,000	
		情報発信、 人材育成事業	801,000	
		普及啓発事業	1,698,000	
		継承事業	6,600,000	
		記録作成、 調査研究事業	0	
		その他事業	0	
		伝統文化 親子体験教室事業	860,000	
	その他経費 (事務費)	41,000		
支出合計 (II)		10,000,000		

※この値は千円未満の端数が出ないようにしてください。(端数は申請できません。)端数が出る場合は自己負担額にいれてください。この値は1枚目の、交付を受けようとする補助金の額と同じになります。

※同額になるようにしてください。

支出内訳明細

(区分) ①. 次世代継承事業 2. 親子体験教室事業 3. 事務経費

(項) ①. 情報発信・人材育成 2. 普及啓発 3. 継承 4. 記録作成・調査研究 5. その他

※区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。  
 ※区分1の事業のみ、(項)の1～5のいずれかに○を付けること。

事業名称	経費内訳	総事業費	国庫補助額
(1)文化遺産に関する総合的な情報発信事業	<b>【賃金】</b> 資料整理等賃金（パンフレット編集） @930×6時間×10日×2人=111,600円  <b>【需用費】</b> 印刷製本費（パンフレット印刷） @200×1,000部=200,000円（見積番号①）	311,600	311,600
(2)ヘリテージマネージャー育成事業	<b>【報償費】</b> 指導謝金（講習会講師） @9,400×10日×2人=188,000円  <b>【旅費】</b> 費用弁償（講習会講師 東京～名古屋 新幹線利用） @10,070×2（往復）×10日×1人=201,400円  <b>【使用料及び借料】</b> 会場借料（講習会会場） @5,000×2時間×10日=100,000円（見積番号②）	489,400	489,400
合 計		801,000	801,000

支出内訳明細 区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。

(区分) ①. 次世代継承事業 2. 親子体験教室事業 3. 事務経費

(項) 1. 情報発信・人材育成 ②. 普及啓発 3. 継承 4. 記録作成・調査研究 5. その他

※区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。  
 ※区分1の事業のみ、(項)の1～5のいずれかに○を付けること。

事業名称	経費内訳	総事業費	国庫補助額
(1) 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル	<p><b>【賃金】</b>            会場整理等賃金（会場設営、整理）            @930×6時間×2日×20人=223,200円</p> <p><b>【共済費】</b>            イベント保険            1日一式 50,000円</p> <p><b>【報償費】</b>            出演料（演者）            @35,000円×8人=280,000円（出演団体、出演者内訳別紙A）</p> <p><b>【使用料及び借料】</b>            会場借料（照明、音響等使用料込み）            2日一式 250,000円（見積番号④）</p> <p><b>【委託費】</b>            照明、音響等操作            一式 500,000円（見積番号⑤）</p>	1,303,200	1,303,200
(2) 子どもモニターツアー事業	<p><b>【賃金】</b>            資料整理等賃金（パンフレット編集）            @930×6時間×30日×2人=334,800円</p> <p><b>【需用費】</b>            印刷製本費（ツアーパンフレット印刷）            @30×2,000部=60,000円</p>	394,800	394,800
合 計		1,698,000	1,698,000

支出内訳明細 区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。

(区分) ① 次世代継承事業 2. 親子体験教室事業 3. 事務経費

(項) 1. 情報発信・人材育成 2. 普及啓発 ③ 継承 4. 記録作成・調査研究 5. その他

※区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。  
※区分1の事業のみ、(項)の1～5のいずれかに○を付けること。

事業名称	経費内訳	総事業費	国庫補助額
(1)〇〇祭に使用する山車の修理	【請負費】 山車修理費(2台) 一式 6,600,000円(見積番号⑥)	6,600,000	6,600,000
合 計		6,600,000	6,600,000

支出内訳明細 区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。

(区分) 1. 次世代継承事業 (2.) 親子体験教室事業 3. 事務経費

(項) 1. 情報発信・人材育成 2. 普及啓発 3. 継承 4. 記録作成・調査研究 5. その他

※区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。  
※区分1の事業のみ、(項)の1～5のいずれかに○を付けること。

事業名称	経費内訳	総事業費	国庫補助額
伝統文化親子 体験教室	合計2事業を実施 内訳、詳細は別紙実施団体内訳表に記載	900,000	860,000
合 計		900,000	860,000

支出内訳明細 区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。

(区分) 1. 次世代継承事業 2. 親子体験教室事業 3. 事務経費

(項) 1. 情報発信・人材育成 2. 普及啓発 3. 継承 4. 記録作成・調査研究 5. その他

※区分1の事業は項ごとに、区分2、3の事業は区分ごとに別ページとすること。  
※区分1の事業のみ、(項)の1～5のいずれかに○を付けること。

事業名称	経費内訳	総事業費	国庫補助額
事務経費	【需用費】 消耗品費 一式 41,000円	41,000	41,000
合 計		41,000	41,000

<補助事業に係る文化財の概要>

文化財の名称	
指定の有無	
文化財の概要	

※記載上の注意

- 文化財毎に作成すること
- 申請の際は別葉とすること

<事業担当者連絡先>

ふりがな	〇〇けんぶんかいさんかつようじっこういいんかい	
申請団体名	〇〇県文化遺産活用実行委員会	
ふりがな	でんぶん いちろう	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (注)実務を担当(書類作成)している方のお名前を記載いただき、連絡先は平日の日中に連絡のとれる番号、アドレスを記載してください。可能であれば、携帯電話の番号も記載してください。                 </div>
担当者氏名	伝文 一郎 ←	
担当者連絡先 (TEL)	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇〇)	
〃 (FAX)	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
〃 (E-MAIL)	〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇	
郵送先	〒 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 〇〇市教育委員会〇〇課内	
その他	日中連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

※記載上の注意

- 申請の際は別葉とすること

伝統文化親子体験教室事業 実施団体内訳表

【地方公共団体名： 】

(金額単位：円)

No.	教室名称	実施団体名	事業内容		期間	回数	会場	対象	総事業費 ①+②	補助金交付 希望額①	自己負担 予定額②
			コード	種別							
1	〇〇親子茶道教室	〇〇会	15	茶道	H25. 6~H25. 8	10	〇〇公民館	親子	400,000	380,000	20,000
2	△△子ども華道教室	△△会	16	華道	H26. 1~H26. 3	12	〇〇会	子ども	500,000	480,000	20,000
3									0		
4									0		
5									0		
6									0		
7									0		
8									0		
9									0		
10									0		
11									0		
12									0		
13									0		
14									0		
15									0		
16									0		
17									0		
18									0		
19									0		
20									0		
									900,000	860,000	40,000

※行が足りない場合は、別シートに記載すること。

※事業内容コードは、以下のものから1つを選ぶこと。コード11、20、23を選択する場合、具体的な事業種別を種別欄に記載すること。

01. 神楽 02. 獅子舞 03. お囃子 04. 地芝居・人形芝居 05. 民謡・民踊 06. 和太鼓 07. 能楽 08. 邦楽 09. 邦舞 10. 詩吟  
 11. その他伝統芸能 12. 百人一首・カルタ 13. 囲碁 14. 将棋 15. 茶道 16. 華道 17. 書道  
 18. 和装礼法 19. その他生活文化・国民娯楽 20. 祭り行事 21. 工芸技術 22. いずれにも該当しないもの

○補助対象事業の内容及び具体例等

補助対象事業名	事業内容	具体例	留意事項	
I 文化遺産次世代継承事業				
1	情報発信、人材育成事業	<p>ホームページ、映像、パンフレット等の制作（外国語版の製作を含む）</p> <p>ボランティア等の人材養成</p>	<p>◆域内の文化財を網羅的に紹介するホームページ（英語版を含む）の新規作成</p> <p>◆市内の民俗芸能を紹介するための映像資料制作</p> <p>◆スマートフォンなどを活用した域内の文化財を案内するシステムの新規構築</p> <p>◆市内の全ての有形文化財を紹介できる観光ボランティアの養成</p> <p>◆ヘリテージマネージャーの育成</p>	<p>(1)地域の文化遺産を総合的に取り扱う事業のみが対象（特定の文化遺産だけを対象にした事業は対象外）</p> <p>(2)ホームページの更新、サーバーの維持管理（いわゆるランニングコスト）、映像の上映、映像の保管料などは対象外</p>
2	普及啓発事業	<p>発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等の開催</p>	<p>◆地域の民俗芸能を一堂に公開する取組</p> <p>◆地域の文化財保存技術の公開及び普及のためのシンポジウムの開催</p> <p>◆文化財ツアーの実施</p>	<p>(3)実行委員会が所在する都道府県以外での事業は対象外</p> <p>(4)一過性のイベントや地方公共団体等からの予算の付け替えと認められる取組は対象外</p> <p>(5)出演料については別紙様式に基づく出演者内訳表を作成し、添付すること。出演者が不明瞭な出演料は全額対象外</p>
3	継承事業	<p>後継者養成（※1）</p> <p>継承のために用いる用具の修理・新調</p> <p>原材料確保のための取組</p>	<p>◆祭礼行事保存会における新規入会者への特別練習</p> <p>◆工芸技術者の技術向上のための講習会</p> <p>◆地域の民俗文化財に用いる衣装の新調（専門家による委員会を組織し実施）。</p> <p>◆地域の民俗文化財に用いる獅子頭の修理（専門家による委員会を組織し、複数年計画で実施）。</p> <p>◆工芸技術の伝承に必要な原材料の生産者養成</p>	<p>(6)伝統芸能・伝統行事の保存会会員等を対象とした後継者養成事業が対象（一般を対象とした事業は対象外）</p> <p>(7)講師の報償費、旅費は単価等の規定によること。規定に沿わない経費は全額対象外</p> <p>(8)受講者への手当、旅費は対象外</p> <p>(9)用具の修理・新調だけの申請は不可。他の事業（人材養成、修理現場の公開等）も併せて実施すること</p> <p>(10)1点10万円（税込）以上の用具の新調は全額補助対象外</p> <p>(11)用具の修理は、1事業者（実行委員会）あたり1,000万円（税込）を上限とする。これを超過する額は自己負担すること</p> <p>(12)用具の修理は、過去から継承されてきた仕様により実施すること。また、仕様は、外部有識者による専門委員会等の指導により策定すること。新たな装飾物の追加、最新の素材を使用した部材への変更、電飾の設置など歴史性を無視した修理は対象外</p> <p>(13)指定文化財の用具の修理・新調については、指定者（国の場合は文化庁（文化財調査官）、地方の場合は教育委員会）の許可を得た上で、文化財の価値に変容が生じないよう慎重に仕様を検討し、実施すること。なお、申請の際に、指定者の許可を得ている旨申請書等に記載すること</p> <p>(14)祭礼行事を活性化するための道具・装飾品類（提灯、上り旗等）は対象外</p> <p>(15)確保した原材料は、技術の伝承等の目的のみに使用すること。製品の販売など営利目的のための使用は不可</p>

○補助対象事業の内容及び具体例等

補助対象事業名	事業内容	具体例	留意事項
4 記録作成、調査研究事業	映像記録の製作、調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆祭礼行事の継承に用いるための映像記録作成</li> <li>◆文化財保存技術の継承に関する古文書調査</li> <li>◆歴史文化基本構想の策定と並行して行われる地域の文化財の分布に関する悉皆調査</li> </ul>	<p>(16)成果物の配布等だけの申請は不可。成果を活用した取組を併せて実施すること</p> <p>(17)新製品の開発に関する調査研究等、営利目的の事業は対象外</p> <p>(18)文化財指定を目的とする調査は対象外</p>
5 その他	特に認められる事業	◆地域の文化遺産を継承するための方策の検討	
<b>II 伝統文化親子体験教室事業</b>			
— 伝統文化親子体験教室事業(※2)	地域に伝わる伝統芸能、伝統行事などを子ども達が親とともに体験できる教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の民俗芸能の継承のため行われる小学生を対象とした体験教室の実施</li> <li>◆華道、茶道などの生活文化に関する親子体験教室の実施</li> <li>◆体験教室による成果発表会の実施</li> </ul>	<p>(19)地域住民を対象に、一定期間、同一の指導者により行われる教室が対象</p> <p>(20)子どものみ若しくは大人のみを対象とした教室も対象となる</p> <p>(21)小学校への出前授業は対象外</p> <p><b>(22)1教室当たりの補助額の上限は50万円とする</b></p> <p>(23)講師の報償費、旅費は単価等の規定によること。規定に沿わない経費は全額対象外</p> <p>(24)受講者への手当、旅費は対象外</p>

【※1】後継者養成事業の対象となるのは、伝統芸能・伝統行事の保存会会員等の育成事業のみ。一般を対象とした活動や、生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なものについては、継承事業ではなく伝統文化親子体験教室で実施すること。

【※2】伝統文化親子体験教室で補助対象とする主な事業は以下のとおり。(以下のものを複数組み合わせる可。ただし補助額の上限は50万円)

- ◆伝統芸能…神楽、獅子舞、お囃子、地芝居・人形芝居、民謡・民踊、和太鼓、能楽、邦楽、邦舞、詩吟
- ◆生活文化・国民娯楽のうち伝統的なもの…百人一首・カルタ、囲碁、将棋、茶道、華道、書道、和装礼法
- ◆その他…祭り行事、工芸技術

◎上記にかかわらず、次の事業は補助対象外とする。

- ◆神職のみによる神事等特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等(ただし、無形民俗文化財もしくは無形文化財に指定されているものは除く)
- ◆社寺所有の神輿等、事業実施団体の所有物以外の用具等の新調・修理
- ◆**学校の授業、クラブ活動等における取組**
- ◆国宝重要文化財等保存整備費補助金で対応可能な事業(重要無形民俗文化財の用具の修理・新調、重要無形文化財の伝承者の養成、選定保存技術の伝承者の養成、記録の作成及び刊行等)

各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	留意事項	上限金額
賃金	—	本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	930円/時
共済費	—	イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。健康保険、年金保険、雇用保険等は対象外	
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	12,900円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は対象外	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査	12,000円/日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授等/体験教室の講師	9,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字(A4用紙1枚)程度	1,800円/枚
		外国語 200語(A4用紙1枚)程度	3,600円/枚
	翻訳	和文英訳 200語(A4用紙1枚)程度	5,800円/枚
		英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,000円/枚
		その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度。	5,700円/枚
出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は対象外	—	
全般	実行委員会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は対象外 文化財保存技術等の講習に係る受講者手当は対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		行事・教室等参加者の送迎費、実行委員会内の事務会合に係る交通費は対象外	—
		特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、ガソリン代は対象外	—
	宿泊費	真に必要な場合に限る	9,800円/日
日当	対象外	—	
使用料及び借料	・発注予定金額が10万円以上の場合、見積書を徴すること。		—
役務費	・発注予定金額が100万円以上の場合、複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。		
委託費	・作業一式を外委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。		
請負費	・用具の修理・新調の場合は、有識者の指導・助言に基づく仕様書を作成し、添付すること。		
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点10万円(税込)を超える高額物品</li> <li>・電化製品(パソコン、カメラ)など、転売可能な物品</li> <li>・参加者、協力者への贈答が目的の物品</li> <li>・個人が所有することとなる物品(法衣、足袋等)</li> <li>・体験教室の参加者が実費負担すべき消耗品(抹茶、茶菓子、等)</li> </ul>	左記はすべて対象外
全事項共通		上記の基準に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	全額対象外

※その他対象外経費

食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)	左記はすべて対象外
不動産関係費	建物の建設・修繕費、不動産購入費、案内板や安全柵等の整備費	
祭等運営費	祭行事、レセプション(表彰式、懇親会、祝賀会等)の運営経費	
団体が当然負担すべき経費	実行委員会及びその構成団体の維持経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費)、クリーニング代、収入印紙代等	
域外での活動費	実行委員会が所在する都道府県外や、外国での活動に係る経費	
地域色の薄い取組	その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費	
申請経費	本事業の申請に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	補助対象期間外(交付決定日～完了日以外)に実施した事務事業に係る経費	

## 見積書

〇〇県文化遺産活用実行委員会 殿

古典の日制定記念民俗芸能フェスティバルの照明、音響等操作委託費について、下記のとおりお見積もりします。

平成〇年〇月〇日

(株)〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

金 800,000 円

事項	金額	備考
照明・音響技術者	94,000	@9,400×10名
機材借料	600,000	機材一覧別紙
機材運搬料	76,000	
消費税	38,500	
小計	808,500	
値引き	8,500	
合計	800,000	

・人件費については、内訳を記入してください。  
・単価等は「各費目における単価上限、補助対象外経費等」によるものとしてください。  
・使用料、借料、再委託費、消耗品費等については、内訳明細を添付してください。

出演者一覧表

イベント名: 古典の日制定記念民俗芸能フェスティバル

	出演者氏名	所属	団体所在地(※)	今回出演料
1	〇〇 〇〇	〇〇(国指定無形民俗文化財)保存会	〇〇県〇〇市	35,000
2	〇〇 〇〇	〃	〃	35,000
3	〇〇 〇〇	〃	〃	35,000
4	〇〇 〇〇	〃	〃	35,000
5	〇〇 〇〇	△△(県指定無形民俗文化財)保存会	〇〇県△△市	35,000
6	〇〇 〇〇	〃	〃	35,000
7	〇〇 〇〇	〃	〃	35,000
8	〇〇 〇〇	〃	〃	35,000
合 計				280,000

(※)団体に所属していない者については、現住所を市町村まで記入。

・地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費は補助対象外です。

## 文化財建造物等を活用した地域活性化事業

### 1. 概要

#### (1) 目的

「文化遺産地域活性化推進事業実施計画書」に基づき行われる重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重要文化財建造物等」という。）を活用した地域活性化事業に対して補助

#### (2) 補助事業者

##### ①重要文化財建造物

補助事業者は、重要文化財の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人

ただし、(3)①アについては、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可

##### ②登録有形文化財建造物

登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人

##### ③重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村

#### (3) 補助対象事業

##### ①重要文化財建造物

ア 保存活用計画の策定

イ 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

##### ②登録有形文化財建造物

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

##### ③重要伝統的建造物群保存地区

ア 保存活用計画の策定

イ 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ イに伴う外観（これと密接な関連を有する構造部等を含む。）の修理・修景工事及び敷地内整備

エ 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

オ 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用の安全性確保に必要な耐震対策工事

#### (4) 補助金の額

原則補助対象経費の50%（詳細は40頁を参照）

### 2. 申請書類（詳細は文化財部参事官（建造物担当）付担当者に御相談ください。）

- (1) 国宝重要文化財等保存整備費交付申請書
- (2) 申請者の収支等に関する書類
- (3) 補助事業に関する書類
- (4) 事業実施により想定される効果に関する書類  
定性的または定量的な効果を記載すること。
- (5) 事業担当者連絡先（様式 21頁参照）

### 3. 補助対象経費

42頁を参照してください。

### 4. 各事業の注意点

- (1) 事業内容について、申請前に当庁担当係官と十分な調整を行ってください。
- (2) この事業における「公開活用」とは、常時の公開及び活用を基本とします（休館日、冬期閉館、災害による閉館は除きます。）
- (3) 事業対象については、事業目的を逸脱することがないように、十分に御注意ください。
- (4) 事業を実施する土地の範囲は、補助事業者の所有権、借地権等の及ぶ範囲とします。この場合、借地権等の及ぶ範囲とは、事業完了の翌年度から10年以上の貸付期間が認められている土地の範囲とします。
- (5) 申請にあたっては、下記取扱要領も参照してください。
  - ①重要文化財建造物等公開活用事業（重要文化財建造物公開活用事業）取扱要領
  - ②重要文化財建造物等公開活用事業（登録有形文化財建造物の公開活用事業）取扱要領
  - ③重要文化財建造物等公開活用事業（重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業）申請書作成要領※いずれも、「文化財建造物等公開活用事業について（通知）」（平成23年5月6日付事務連絡）により、文化庁文化財部参事官（建造物担当）から各都道府県教育委員会文化財主管課長宛に通知済み。
- (6) 本補助事業終了後、適切な公開活用が行われていないとみなされる場合には、補助金等の交付の目的に反した使用として、補助金の一部または全額の返還が命じられることもありますので、十分に御注意ください。

# 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

## 1. 概要

### (1) 目的

「文化遺産地域活性化推進事業実施計画書」に基づき行われる史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」という。）や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援する。

### (2) 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

### (3) 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。ただし、①ア～オの事業を行おうとする場合には、①③に掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

#### ①史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業

- ア 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）
- イ 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観察等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修
- キ 史跡等における便益施設（休憩施設・便所等）の設置・改修、管理運営施設の設置・改修
- ク 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備
- ケ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等
- コ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす地形について行う安全対策のための措置

#### ②埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業

- ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示設備整備
- イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設（以下「埋蔵文化財展示施設」という。）の展示設備整備

#### ③史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

- ア 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置
- イ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業

- ウ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
- エ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
- オ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作

#### **(4) 補助金の額**

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%

- ① 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%
- ② 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする

#### **2. 申請書類（詳細は文化財部記念物課担当者に御相談ください。）**

- (1) 国宝重要文化財等保存整備費交付申請書
- (2) 申請者の収支等に関する書類
- (3) 補助事業に関する書類
- (4) 事業実施により想定される効果に関する書類  
定性的または定量的な効果を記載すること。
- (5) 事業担当者連絡先（様式は、21頁参照）

#### **3. 補助対象経費**

47頁を参照してください。

#### **4. 各事業の注意点**

事業内容について、申請前に当庁担当係官と十分な調整を行ってください。

## VI 様式・要項等

### 1. 様式

各種申請様式については、以下の文化庁ホームページからダウンロードしてください。

文化庁ホームページ：URL:[http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko\\_kasseika/index.html](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html)

### 2. 要項

- (1) 文化遺産地域活性化推進事業実施要項（案）
- (2) 文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要項（案）
- (3) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項（案）
- (4) 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費国庫補助要項（案）

### 3. その他

文化芸術振興基本法(抜粋)

## 文化遺産地域活性化推進事業実施要項（案）

平成25年 月 日  
文化庁長官決定

### 1. 趣旨

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動、子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業や、重要文化財建造物や史跡等の公開活用など、文化振興とともに地域活性化に資する各地域の実情に適した総合的な取組を支援することを目的とする。

### 2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産地域活性化推進事業実施計画（以下、「実施計画」という。）書（様式1）を作成し、文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、提出された実施計画書について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産地域活性化推進事業実施報告書（様式2）を文化庁に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに文化庁に報告することとする。

### 3. 対象となる文化遺産の範囲

本事業において、対象とする文化遺産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術振興基本法第10条に定める伝統芸能
- (2) 文化芸術振興基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (3) 文化芸術振興基本法第13条に定める文化財等
- (4) 文化芸術振興基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

### 4. 補助の対象となる事業

上記2.（2）における文化庁の補助事業は、次のとおりとする。なお、これらの事業を実施するために必要な事項は別に定める。

- (1) 文化遺産を活かした地域活性化事業
- (2) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業
- (3) 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

### 5. その他

- (1) 上記2の方法により実施が困難な事業で、文化庁長官が認める場合はこの限りではない。
- (2) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 平成 年度 文化遺産地域活性化推進事業実施計画書

①地方公共団体名			
②計画の名称			
③計画期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
④計画の概要			
⑤実施体制			
⑥平成 年度の補助事業の概要			
ア 補助金の申請を予定している事業			
	事業名	補助金申請予定額	
	文化遺産を活かした地域活性化事業	千円	
	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	千円	
	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	千円	
	合 計	千円	
イ 補助金の申請を予定している事業の概要			
⑦その他の事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など）			
⑧計画実施により想定される効果等			
⑨担当者連絡先			
担当者氏名			
電 話		F A X	
E-mail			
住 所			

## 平成 年度 文化遺産地域活性化推進事業実施報告書

①地方公共団体名			
②計画の名称			
③計画期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
④実施状況（概要）			
⑤事業実施による効果			
⑥担当者連絡先			
担当者氏名			
電 話		F A X	
E-mail			
住 所			

## 文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要項（案）

平成25年 月 日  
文化庁長官決定

### 1. 趣旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成 年 月 日文化庁長官決定）により策定される実施計画に基づき、文化遺産を活かした地域活性化を推進する事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地域の文化遺産の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等とする。

### 3. 補助対象事業

#### （1）地域の文化遺産次世代継承事業

##### ① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業

ア 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作

イ 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成

##### ② 地域の文化遺産普及啓発事業

地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）

##### ③ 地域の文化遺産継承事業

ア 人材育成（後継者の育成等）

イ 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理

ウ 原材料の確保のための取組

##### ④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業

地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成又は調査研究

##### ⑤ その他

地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業

#### （2）伝統文化親子体験教室事業

子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業等

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### （1）主たる事業費

##### ① 地域の文化遺産次世代継承事業

##### ② 伝統文化親子体験教室事業

#### （2）その他の経費

事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
文化遺産を活かした地域活性化事業	主たる経費	地域の文化遺産次世代継承事業経費	【共通】 ①情報発信、人材育成事業費  ②普及啓発事業費  ③継承事業費  ④記録作成、調査研究事業費  ⑤その他事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ ” ”
				共済費	傷害保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る
				報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
				旅費	普通旅費 費用弁償	
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
				役務費	通信運搬費 現像焼付料	
				委託費	〇〇委託費	
				請負費	請負費	
				原材料費	〇〇費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。
				需用費	消耗品費  印刷製本費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。
	伝統文化親子体験教室事業経費	体験教室事業費		賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ ” ”
共済費				傷害保険		
報償費				講師等謝金 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外	
旅費				普通旅費 費用弁償		実行委員会等構成員 外部講師

			使用料及び借料	会場借料 〇〇借料 〇〇損料	
			役務費	通信運搬費 現像焼付料	
			委託費	〇〇委託費	
			需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。
その他の経費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	
			旅費	普通旅費 費用弁償	実行委員会等構成員 外部有識者等
			役務費	通信運搬費 振込手数料	
			委託費	〇〇委託費	
			需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。

## 文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項（案）

平成25年〇月〇日  
文化庁長官決定

### 1. 趣 旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成25年〇月〇日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の公開活用を推進する事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

#### (1) 重要文化財建造物

補助事業者は、重要文化財の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、3.（1）アについては、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可とする。

#### (2) 登録有形文化財建造物

補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

#### (3) 重要伝統的建造物群保存地区

補助事業者は、重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

#### (1) 重要文化財建造物の公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

イ 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

#### (2) 登録有形文化財建造物の公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

#### (3) 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業

ア 保存活用計画の策定

イ 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ アに伴う外観（これと密接な関連を有する構造部等を含む。）の修理・修景工事及び敷地内整備

エ 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

オ 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用の安全性確保に必要な耐震対策工事

#### 4. 補助対象経費

##### (1) 主たる事業費

- ア 保存活用計画策定経費
- イ 建築工事経費
- ウ 設備工事費
- エ 環境整備費
- オ 設計料及び監理料

##### (2) その他の経費

事務経費

#### 5. 補助金の額

##### (1) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に規定する財政再建団体（準用団体を含む）又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

ウ 補助事業が国有文化財に係るものであって、当該補助事業者が管理団体（登録有形文化財を除く。）である場合の補助率は65%とする。

##### (2) 補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

##### (3) 補助事業者が上記（1）及び（2）以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%
3.5以上 10.0未満	30%
10.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

国の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 次の事項については、アに該当する事業について、さらに、補助率加算を行うことができる。

(ア) 同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事

業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

- (4) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は、上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項目	目	目の細分	説明	
文化財建造物等を活用した地域活性化事業費	主たる事業費	(ア)保存活用計画策定経費	調査費	賃借金	調査謝金 打合せ謝金 原稿執筆謝金 ○○謝金 普通旅費 費用弁償 特別旅費 消耗品費 会議費 印刷製本費 通信運搬費 測量費 図面作製費 ○○調査費	(協議会等)
				旅費	調査旅費 会議出席旅費、調査旅費 指導旅費	
			需用費	消耗品費 会費		
			委託費	通信運搬費 測量費 図面作製費 ○○調査費	輸送費 地上実測、航空写真実測等 図化費	
			使用料及び賃借料		会場借上料等	
	主たる事業費	(イ)建築工事経費 設備工事経費 環境整備費	本工事費	賃借金	大工賃金 左官賃金 石工賃金 人夫賃金 ○○賃金 その他賃金	総人数5人前後の職種はこの目細で一括すること
需用費				消耗品費 燃料費 修繕料 ○○費	機械器具の修繕料	
			役務費	保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 ○○費	運搬料	
			委託費	○○試験委託 ○○調査委託 ○○測量委託	本工事の全部又は一部を委託する経費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料 ○○損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料	
			工事請負費	請負費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの)	
			原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 ○○費 雑資材費	本工事に必要な原材料の購入費 わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合	
			備品購入費		機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること)	

		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費 (ウ)設計料及び監理料 (エ)間接事業費	報酬料 給料 職員手当等 委託費 負担金、 補助金及 び交付金	(一般職)給料 特殊勤務手当 ○○手当 設計料 監理料	本工事費に準ずる 本工事費に準ずる 寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当 (イ)及び(ウ)の事業を 補助事業として実施 する場合(3.(3)オに限る)
その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 備品購入費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 ○○費 通信運搬費 手数料 ○○委託料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる経費以外の経費 連絡旅費、資材検収、関係文化財調査等 工事指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とならない もの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 郵便、電信電話料等 写真撮影料、図化作成費(トレース原紙) 会場借料、プレハブ借上、自動車借上料 庁用備品の購入費(工事完了後、売り払い 等処分をすること)

## 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費 国庫補助要項（案）

平成25年 月 日

文化庁長官決定

### 1. 趣旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成 年 月 日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、地域の特性を活かした、史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」という）及び埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。ただし、（1）ア～オの事業を行おうとする場合には、（1）（3）に掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

#### （1）史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業

- ア 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）
- イ 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観察等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修
- キ 史跡等における便益施設（休憩施設・便所等）の設置・改修、管理運営施設の設置・改修
- ク 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備
- ケ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等
- コ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす地形について行う安全対策のための措置

- (2) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
  - ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示設備整備
  - イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設（以下「埋蔵文化財展示施設」という。）の展示設備整備
  
- (3) 史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業
  - ア 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置
  - イ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
  - ウ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
  - エ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
  - オ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作

#### 4. 補助対象経費

##### (1) 主たる事業費

- ①史跡等の総合的な整備に係る事業
  - ア 史跡等の復元的整備工事経費
  - イ 歴史的建造物等の復元工事経費
  - ウ 遺構等露出保存展示施設設置工事経費
  - エ 野外観察施設設置工事経費
  - オ ガイダンス等施設設置工事費
  - カ 設置施設等改修工事費
  - キ 便益施設等設置・改修工事費
  - ク 遺構等調査、環境整備等経費
  - ケ 建造物等耐震診断、耐震対策等経費
  - コ 安全対策工事経費
- ②埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
  - ア 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
  - イ 埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費
- ③史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業
  - ア 案内板・説明板等設置経費
  - イ 広報・資料作成及び配信等に要する経費

- ウ 体験学習会等に要する経費
- エ 台帳作成等に要する経費
- オ 模型製作等経費
- ④設計料及び監理料
- ⑤その他の工事経費

(2) その他の経費  
事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- ① 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- ② 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする。

(別紙)

種	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域 の 特 性 を 活 か し た 史 跡 等 総 合 活 用 支 援 推 進 事 業	主 た る 事 業 費  歴史的建造物等の復元・ 改修工事経費  遺構等露出保存展示施設 設置・改修工事経費  野外観察施設設置・改修 工事経費  ガイダンス等施設設置・改 修工事経費  遺構等模型設置工事経費  便益施設等設置・改修工 事経費  遺構等調査、環境整備等 経費  建造物等耐震診断、耐震 対策等経費  安全対策工事経費  案内板・説明板等設置経費  模型製作等経費	本 工 事 費	委 託 料    工 事 請 負 費 原 材 料 費 共 済 費  賃 金  報 償 費  旅 費  需 用 費   役 務 費  使 用 料 及 び 損 料  備 品 購 入 費	〇〇試験委託	遺 構 等 調 査 委 託  映 像 ソ フ ト 作 成 等     除 草 整 地 な ど 比 較 的 簡 単 な 作 業 直 営 で 実 施 す る 遺 構 調 査 人 夫  整 備 事 業 専 門 技 術 指 導 事 前 遺 構 調 査 委 嘱 の 場 合 の 謝 金          パ ン フ レ ッ ト 等
				〇〇調査委託	
				〇〇測量委託	
				〇〇作成委託	
				請負費	
				工事材料費	
				労災保険	
				〇〇保険	
				土工賃金	
				発掘調査員賃金	
遺物整理賃金					
〇〇委員謝金					
普通旅費					
特別旅費					
費用弁償					
印刷製本費					
消耗品費					
燃料費					
光熱水料					
通信運搬費					
手数料					
借料及び損料					
〇〇損料					
視聴覚等機器					
展示機器					
埋蔵文化財センター設備 整備経費  埋蔵文化財センター附帯 工事経費  埋蔵文化財展示設備整 備経費  埋蔵文化財展示施設附 帯工事経費	収 蔵 設 備 工 事  防 災 設 備 工 事  展 示 設 備 工 事	工 事 請 負 費 備 品 購 入 費  工 事 請 負 費 備 品 購 入 費  工 事 請 負 費 委 託 料 需 用 費 備 品 購 入 費	請負費	収 蔵 用 機 器  請 負 費 防 災 機 器  請 負 費 〇〇作製委託 消耗品費 視聴覚等機器 展示機器	
			請負費		
			防災機器		
			請負費		
			〇〇作製委託		
広報・資料作成及び配信 等に要する経費	広 報 ・ 資 料 作 成 及 び 配 信 等 経 費	報 償 費  旅 費	教材作成謝金	原 稿 執 筆 謝 金	
			原稿執筆謝金		

			需用費 備品購入費 委託費	教材等作成費 消耗品費 印刷製本費 紹介ソフト製作委託費 発信システム開発委託費	
	体験学習会等に要する経費	体験学習会等事業 開催経費	賃金 共済費 報償費 旅費 使用料及び賃 借料 役務費 委託費 請負費 需用費 備品購入費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝 金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 〇〇借上料 通信運搬費 保険料 〇〇委託費 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	会場整理員・補助者等  展示器具・会場・機材・車両等  参加者傷害保険・ボランティア保険料等 レプリカ・教材等製作、会場等設営造作等 同上
	台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	賃金 共済費 使用料及び賃 借料 委託費 需用費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 〇〇借上料 〇〇委託費 消耗品費	消耗品等
	設計料及び監理料	設計料及び監理料	委託費	設計監理費 〇〇委託費	
そ の 他 の 経 費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 使用料及び損料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費  文具等 工事報告書印刷等  打合会会場借料

## 文化芸術振興基本法（抜粋）

（伝統芸能の継承及び発展）

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。